

石油業界のエネルギー政策の見直しにあたっての考え方



エネルギー政策基本法(2002年)

- ①法の目的：エネルギー需給に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進
- ②エネルギー政策の基本理念：「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」、即ち3Eの達成
- ③「エネルギー基本計画」策定：10年先を見越したエネルギー政策の基本的方向性を示す(原則として3年毎の見直し)

〔現行の実施法（入口段階で石油を排除）〕

石油代エネ法(1980年)

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律)

- ①法の目的 石油依存度の低減
(石油代替エネルギーの開発及び導入)
- ②代エネの定義
石油以外の燃料、石油以外のエネルギーから発生する熱・動力・電気

新エネ法(1997年)

(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法)

- ①法の目的 新エネルギー利用の促進
- ②「新エネルギー」の定義
石油を起源としないエネルギーのうち、経済性から普及が促進しないもの
⇒太陽光、風力、バイオ、天然ガスコジェネ等

2030年においても、一次エネルギーの約4割は石油が占めることになる。諸外国が石油資源獲得に本腰を入れる中、従来通り、石油をエネルギー政策のバッファーとして扱うのではなく、「エネルギーのベストミックス」が達成される競争環境を整えるべき。

1. 「エネルギー高度化利用促進法(仮称)」の新設

①創エネルギー技術の開発・普及

未利用・低利用の資源をエネルギーとして有効活用(創エネルギー)し、または高品質エネルギーに転換

(例) IGCC、GTL、クリーンコールテクノロジー、革新的石油精製技術(HS-FCC等)、非在来型化石燃料生産・利用技術など

②エネルギー効率の飛躍的な向上に資する技術の開発・普及

供給・需要の双方におけるエネルギーの効率的利用の実現

(例) 高燃費自動車(ハイブリッド・クリーンディーゼル)、燃料電池、次世代コジェネ、次世代ヒートポンプなど

2. 再生可能エネルギーの普及促進

持続可能で環境負荷の少ないエネルギー供給構造に転換

(例) 太陽光、風力、地熱、バイオマスなど

3. エネルギー間の競争条件の公平化

各エネルギーの特性を踏まえたエネルギーのベストミックスを達成するため、競争条件の公平化を進める

(例) 課税(特に石油石炭税)や支援・補助制度の公平化